

## 〈定期刊行物レビュー〉

# 保 険

### ○国際会計基準「保険契約」公開草案について（長嶋 宏明）

（生命保険経営 第79巻第2号 2011.3：生命保険経営学会）

本稿は、2010年7月末に国際会計基準審議会（IASB）が公表した国際会計基準「保険契約」の改定に関する公開草案について、これまでの経緯と同草案の概要を紹介し、財務諸表を作成する保険会社側にどのような課題が生じ、投資家など財務諸表を利用する側にどのような影響があるか等について、筆者の考えを説明したものである。

公開草案の骨子については、保険負債の測定方法について、初期損益を認識せず、残余マージンを設定すること等により、保険負債の評価が公正価値から現在履行価値に変更されたと考えられること、およびキャッシュ・フローや割引率の每期見直しなど複雑な測定方法の問題点等が説明されている。

公開草案の課題として、リスク調整分の測定方法の複雑さから、保険会社側にとって作成コストおよび利用者が利用しやすい情報開示やIR活動の強化等の課題があること等が説明されている。また、投資家等利用者にとっても原則主義の下、各保険会社の補足説明等によって判断すべき点も多く、比較可能性の低下や理解困難な面が生じる可能性の問題等が説明されている。その上で筆者は、様々な機会を通じて、本草案の議論に積極的に関与すること、EUのソルベンシーIIの実施や金融商品会計改定の動き、わが国での動向等を考慮して、ピッチを上げた取組の必要性を指摘している。

### ○インターネットによる保険販売の規制と情報提供義務（小林道生）

（損害保険研究 第72巻第4号 2011.2：損害保険事業総合研究所）

近年では、保険販売方法もますます多様化し、顧客がインターネットを利用して契約締結までの購入プロセスを完了することも出来るようになってきている。

本稿では、このようなインターネットのみで契約締結手続が完了する保険取引を対象に、保険契約者に対する情報提供についてどのような監督上の規制が存在し、具体的な過去の事例において判例ではどのような判断が下されているのかを解説している。また、「契約概要」・「注意喚起義務」、「意向確認書面」等の、本来、対面方式の契約手続を前提とした書面交付制度がインターネットなどの非対面方式にどの程度応用されるのか等、従来の対面方式による保険販売と比較して、インターネットによる保険販売の特徴を明らかにするとともに、保険監督上の規制および民事法上の情報提供義務にとって望ましいあり方を論じている。

### ○中国における地域特性と保険政策（塔林 図雅）

（保険学雑誌 第612号 2011.3：日本保険学会）

今日の中国は世界経済の牽引役となり、GDPにおいて2010年度に日本を抜き、ア

アメリカに次ぐ世界第2位の大国に成長した。このような経済の急成長とともに、中国保険業は近年平均22%の成長率で発展してきた。

本稿では、持続的な高度経済成長と地域間格差の拡大という経営環境を背景に持つ中国保険業界が、いかに地域特性を考慮した保険政策を実行していくべきかについて考察を行っている。

筆者は、中国保険業における地域特性については、①地域間経済格差がその背景にあること、そして各地域の経済固有性が存在すること、②地域それぞれの特性、経済固有性だけではなく、特に非経済的な側面からみる各地域の文化的・社会的特性が存在すること、の2つを理解することが重要であるとしている。そして、その理由について、各地域の保険市場の構造的特徴、保険商品種目の構成比、各地域の文化的・社会的特性を例に挙げて説明している。

次に、中国保険業における地域特性と保険政策のあり方について、中国における保険政策の特徴および同政策の弊害、経済発展段階を踏まえた保険政策の必要性等について説明をしながら、考察を行っている。

そして、国民経済学的視点から、社会保障制度の構築を進めつつ、それをベースに補完的な役割を果たす民間保険を育成することが重要であること、および地域の特性に合わせた保険政策のもとで保険競争が行われるべきであること等を主張して、本稿を結んでいる。

## 銀 行

### ○金融機関によるクラウド活用の可能性（丸山不二夫）

（金融 2011.1：全国銀行協会）

本稿は、早稲田大学情報生産システム研究科の客員教授である筆者が、金融機関におけるクラウド利用の可能性を述べたものである。

筆者は、まず、ITシステムの処理能力は指数関数的に増大し、かつ、価格は絶え間なく低下していると指摘している。しかし、企業側の処理業務はITシステムの処理能力ほど増大するわけではなく、ITシステムの陳腐化も早いことから、過剰投資となりやすいことを指摘している。

このため「所有から利用へ」というパラダイム変化が発生し、クラウド・ビジネスが登場していると述べている。さらに、金融機関のビジネスでは扱う商品が容易に情報に変換できる性格があり、情報ネットワーク産業であることから、他産業と比較してもクラウド受容に大きな可能性があることを指摘している。また、金融機関のIT利用の特徴を踏まえて、クラウド利用の具体的なシナリオとして、第一には他産業と同様、人事・給与システムなどの共通化可能な分野のクラウド化、第二にシミュレーション業務などに必要な大規模な計算リソースのクラウドからの調達、第三に中小金

融機関では電気代等のコスト削減のために共同データセンターのクラウド化を挙げている。

### ○自己資本及び流動性に係るバーゼルⅢテキストの公表について（池田賢志、森成城）

（金融 2011.3：全国銀行協会）

本稿は金融庁職員および日本銀行行員による共著である。2010年12月16日にバーゼル銀行監督委員会によって公表されたバーゼルⅢテキストを取り上げ、ここに示されている銀行の自己資本および流動性に係る新たな国際基準の詳細を解説するとともに、規制改革の全体像を概観している。

本稿ではバーゼルⅢテキスト公表までの国際的な金融規制改革の経緯を概説した後、同テキストを構成する自己資本規制および流動性規制のそれぞれの枠組に関する内容の詳細を説明している。たとえば自己資本規制の枠組について、同テキストには資本の定義と最低水準、リスク捕捉、レバレッジ比率などが定められており、本稿ではこれらに関するテキストの内容が具体的に解説されている。

筆者はこのテキストが中長期的な自己資本強化の必要性と実体経済への影響に配慮したバランスの取れた内容と評し、わが国の銀行にとって経営努力の範囲内で達成可能な内容だとみる。

また筆者は、新たな金融規制の枠組はバーゼルⅢテキストの公表によって完成した訳ではない、とした上で、今後詰められるリスク捕捉の強化、レバレッジ比率規制および流動性規制の細部に関する議論においても、引き続き有意義な枠組の構築に貢献できるよう尽力していくとして本稿を結んでいる。

## 証 券

### ○格付け依存の是正を求める金融安定理事会（小立敬）

（野村資本市場クォーターリー 2011年冬号：野村資本市場研究所）

金融安定理事会（FSB）は、2010年10月27日に「格付機関格付けの依存の低減のための原則」を公表した。本稿では、この原則を定めた目的および狙い、ならびに各原則の概要および背景等について解説している。

まず、この原則の目的について、「既存の市場慣行を大きく変える触媒となり、市場参加者の機械的な格付け依存を終わらせ、より強固な内部の信用リスク評価の実務を構築することにある」とFSBが述べていることを紹介している。

次に、この原則の対象領域は、①法令・規制・基準、②市場、③中央銀行のオペレーション、④銀行のプルーデンス（健全性）監督、⑤投資顧問業者や機関投資家、⑥市場のマージン（証拠金）、⑦証券発行者のディスクロージャーであり、これらの領域で格付機関が付与する格付けへの依存度の引き下げを図ることが、この原則の狙い

であるとしている。続いて、例えば以下のような各原則を示し、それらの概要や背景等について解説している。

原則Ⅰ：基準設定者および規制当局は、基準・法令・規制における格付機関格付けの参照を検証し、可能な限りそれを削除し、または他の適切な信用価値基準によってそれを代替すべきである。

原則Ⅱ：銀行、市場参加者および機関投資家は、自ら信用評価を行うことが期待され、格付機関格付けのみに頼り、またはそれに機械的に頼ってはならない。

筆者は、上記のような原則が設けられた背景として、格付機関格付けが、現在、さまざまな基準や規制に組み込まれており、市場における格付依存度が高いことが、今回の金融危機の一因になったこと等を挙げている。

最後に、次のステップとして、FSB は、バーゼル委員会や証券監督者国際機構 (IOSCO)、国際会計基準審議会 (IASB) 等の基準設定者および各国の規制当局に対して、この原則をより具体的な政策措置に反映させることを求めていること、また、FSB は、2011 年中に G20 財務大臣・中央銀行総裁会議にこの進捗状況を報告する予定であること等を紹介している。

## ○欧州における大口資金決済システム (TARGET2) 及び証券決済システム (T2S) 構築の動きについて－ (小野伸和)

(金融 2011.2 : 全国銀行協会)

欧州における決済システムについては、国内決済とクロスボーダー決済の垣根をほぼ完全に取り払う第 2 世代システムへの移行が進んでいる。具体的には、欧州中央銀行およびユーロ参加各国の中央銀行 (両者を併せてユーロシステムという) が中心となり大口資金決済システム (TARGET2)、証券決済システム (T2S)、リテール決済システム (SEPA) および担保管理システム (CCBM2) の 4 大プロジェクトを同時に推進している。本稿では、このうち、現在既に稼働している大口資金決済システムと、2014 年 9 月の稼働開始に向けた証券決済システム (T2S) プロジェクトの 2 つに焦点を当てて説明がなされているが、ここでは、証券に係る T2S プロジェクトについて紹介する。

まず、証券決済の現状についての説明がなされ、現状は断片化した状態が続いているとしている。株式のクロスボーダー決済は、各国の証券集中保管機関 (CSD) に分散されたままであり、一方、債券については、2 つの国際的な証券集中管理機関に概ね集約されているものの、その決済は信用リスクのない中央銀行マネーではなく、商業銀行マネーによって行われている。法律、税制、商慣行等が各国間で異なる点が、断片化していることの大きな要因の一つとしている。

このような現状を踏まえて、2006年7月にユーロシステムがT2S構想を発表した。T2Sは、証券決済のための単一のプラットフォームであり、各国の証券集中保管機関の業務のうち、証券決済業務をT2Sに集約することで、複数の証券集中保管機関に跨がるクロスボーダー決済を、国内と同様に、迅速かつ低コストで決済しようという構想である。このT2Sにより、①プラットフォームの共通化による、バックオフィス業務や商慣行等の調和の促進、効率化アップ、および、規模の経済によるコスト低減、②証券集中保管機関の競争促進によるサービス水準の向上や手数料引き下げ等の効果が期待できるとしている。

今後の重要な課題として、各国間の調和の一段の推進を挙げ、メッセージ規格や決済スケジュールの調和を例示している。

T2Sは、ユーロ建て決済に限らない多通貨システムとして開発されており、ユーロ圏のみならず、欧州を超えて拡大していく可能性を秘めており、そのコンセプトや技術は、グローバル化が進む決済システム界において、一つのメルクマールを提供するものとして今後の展開が注目されると結んでいる。